

## 民法改正（相続）と相続対策 ～成年年齢の引下げ～（その1）

今回からシリーズで、主な民法改正（相続）の概要と、その改正がどのように相続対策に影響を与えるのかについて、解説することとします。今回は、成年年齢の引下げと相続対策についてです。民法の一部を改正する法律は、平成30年6月13日に可決し、令和4年4月1日から施行されます。

### 1. 民法の改正の概要

この法律は、社会経済情勢の変化に鑑み、成年となる年齢及び女の婚姻適齢をそれぞれ18歳とする等の措置を講ずる必要があるとの理由から改正されました。改正の内容は、以下のとおりです。

#### ① 民法4条（成年）

改正前	改正後
年齢20歳をもって、成年とする。	年齢 <b>18歳</b> をもって、成年とする。

#### ② 民法731条（婚姻適齢）

改正前	改正後
男は、18歳に、女は、16歳にならなければ、婚姻をすることができない。	<b>婚姻は、18歳にならなければ、することができない。</b>

#### ③ 民法753条（婚姻による成年擬制）

改正前	改正後
未成年者が婚姻をしたときは、これによって成年に達したものとみなす。	<b>削除</b>

#### ④ 民法792条（養親となる者の年齢）

改正前	改正後
成年に達した者は、養子をすることができる。	<b>20歳</b> に達した者は、養子をすることができる。

#### ⑤ 民法804条（養親が**20歳未満の者**である場合の縁組の取消し）

改正前	改正後
第792条の規定に違反した縁組は、養親又はその法定代理人から、その取消しを家庭裁判所に請求することができる。ただし、養親が、成年に達した後6箇月を経過し、又は追認をしたときは、この限りでない。	第792条の規定に違反した縁組は、養親又はその法定代理人から、その取消しを家庭裁判所に請求することができる。ただし、養親が、 <b>20歳</b> に達した後6箇月を経過し、又は追認をしたときは、この限りでない。

なお、経過措置において、この改正は、①施行日（令和4年4月1日）以後に18歳に達する者について適用し、この法律の施行の際に18歳以上20歳未満の者（次の②に該当する者を除く。）は、施行日において成年に達するものとする、②施行日前に婚姻をし、成年に達したものとみなされた者については、この法律の施行後も、なお従前の例により当該婚姻の時に成年に達したものとみなす、としています。

### 2. 相続対策への影響

(1) 税制改正（令和4年4月1日以後に相続等により取得する財産に係る相続税等（ジュニアNISAを除く）に適用）

20歳未満→18歳未満に引き下げ	20歳以上→18歳以上に引き下げ
相続税の未成年者の税額控除（相法19の3）	相続時精算課税制度（相法21の9）
ジュニアNISAの口座開設（措法37の14の2）※	贈与税の税率の特例（措法70の2の5）
※令和5年1月1日以後に設けられる未成年者口座等について適用されます。	相続時精算課税適用者の特例（措法70の2の6）
	非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度（措法70の7・70の7の5）

#### (2) 遺産分割協議

遺産分割は法律行為であるため、相続人の中に未成年者がいる場合には、その未成年者の法定代理人（通常、その成年者の親）が遺産分割協議に参加することになります。ただし、法定代理人である親も相続人である場合には、未成年者と法定代理人である親との間で利益が相反してしまうため、家庭裁判所に対して特別代理人の選任を申し立てる必要があります。成年の年齢が18歳に引下げられると、従来必要であった特別代理人の選任が不要になる事例も多くなると予想されます。

（文責：山本和義）